附則様式(附則第２項関係)

基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す表

事 業 者 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日から
年　　月　　日まで

（単位　円）

役　務　の　細　目	営業収益	営業費用	営業利益	摘　　要
1　第40条の２第１号に掲げるもの				
2　同号イに掲げるもの				
3　同号ロに掲げるもの				
4　同号ハに掲げるもの				
5　第40条の２第２号に掲げるもの				
計				

注１　１の項には、この省令の施行日の属する事業年度の前の事業年度に提出した会計規則別表第２様式第21の「加入電話及び総合デジタル通信」の営業収益、営業費用及び営業利益を記載するものとする。

注２　２の項には、この省令の施行日の属する事業年度の前の事業年度に提出した会計規則別表第２様式第21の「基本料」の営業収益、営業費用及び営業利益を記載するものとする。

注３　３の項には、この省令の施行日の属する事業年度の前の事業年度に提出した会計規則別表第２様式第21の「市内通信」の営業収益、営業費用及び営業利益を記載するものとする。

注４　４の項には、この省令の施行日の属する事業年度の前の事業年度に提出した会計規則別表第２様式第21の「市外通信」の営業収益、営業費用及び営業利益を記載するものとする。

注５　５の項には、この省令の施行日の属する事業年度の前の事業年度に提出した会計規則別表第２様式第21の「公衆電話及びデジタル公衆電話」の営業収益、営業費用及び営業利益を記載するものとする。

注６　基礎的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する収益及び費用は、この省令の施行日の属する事業年度の前の事業年度に提出した会計規則別表第２様式第21に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。

注７　２以上の細目の基礎的電気通信役務に関連する収益及び費用は、この省令の施行日の属する事業年度の前の事業年度に提出した会計規則別表第２様式第21に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。